（情報官及び情報技術解析専門官）

第七百三十四条の九　関東信越厚生局の情報管理分析課に情報官二人及び情報技術解析専門官一人を置く。

2　情報官は、命を受けて、第七百三十四条第一項に規定する事務を行う。

3　情報技術解析専門官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する情報技術の解析に関する事務を行う。

（鑑定官及びＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人及びＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2　鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一項第一号に掲げる事務を行う。

3　（略）

（削る）

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　削除

十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

十六　（略）

（企画調整課の所掌事務）

第七百四十一条の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関することを除く。）。

四　（略）

（新設）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び指定薬物鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び指定薬物鑑定官一人を、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2　鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一項第一号に規定する事務を行う（関東信越厚生局にあっては、指定薬物鑑定官の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　指定薬物鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一項第一号に規定する事務のうち、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物の鑑定に関する事務を行う。

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（総務課の所掌事務）

第七百四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。

十四　（略）

十五　エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

十六　（略）

（企画調整課の所掌事務）

第七百四十一条の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

四　（略）